

**「生涯現役クリエイティブセンター設置に向けたリカレント研修モデル事業」
業務委託に関する質疑・回答**

1 [企画提案仕様書に関する質問]

番号	質 問	回 答
1	<p>生涯現役クリエイティブセンターでの講座の受講者の想定は以下が全て当てはまる認識でよいか。</p> <p>以下に含まれない範囲で想定している受講者等のターゲット層があればご教授頂きたい。</p> <p>a. 企業に所属する従業員が会社負担で新たな職能を身につける</p> <p>b. 企業に所属する従業員が自己負担で将来のキャリアシフトを見据える</p> <p>c. 無職者が求職に有利になるようスキルを自己負担で身につける（無職者は失業者、リタイア後のシニア、復職希望者を想定）</p>	<p>令和2年度中に実施するモデル研修の受講者想定は在職者であり、離職者（無職者）は想定していない。なお、モデル研修に係る費用負担については、企業、従業員ともに無料とする。</p>
2	<p>仕様書4（1）にある研修実施機関について、既に府にてある程度の参画が見込まれると考えている候補がどれくらいあるか、ご教授頂きたい。その上で、受託者はプラスアルファの提案をする必要がある認識でよいか。その場合は提案段階で提案者が候補先と直接、話をつけて了解を得る必要があるか。</p>	<p>研修実施機関については、府内大学・府内企業等が想定されるものの、具体的な機関については、本事業の趣旨・目的、受講者層等を勘案した上で、受託事業者が選択し、調整することとなる。なお、仕様書に記載のとおり最終決定に当たっては、京都府と調整をお願いする。</p> <p>また、提案段階においては、候補先から了解を取り付けている必要はないが、実施を想定する大学等の機関の特色や効果、候補先との連携の実現可能性などを記載すること。</p>
3	<p>モデル研修の講師として、府内大学、府内企業以外の講師を活用することは可能か。</p>	<p>基本的に可能。ただし府内企業の状況や地域性を十分に理解するなど、令和3年度の生涯現役クリエイティブセンター開設に向けて京都府で実施するリカレント教育に適する理由が明確であること。</p>
4	<p>仕様書4（3）について、研修実施機関別の研修を組み合わせる実施とあるが、受講者は各実施機関が集め、1機関に対するカリキュラム毎に受講者も入れ替わる想定</p>	<p>受講生は、受託事業者が確保に努めることとしている。</p> <p>基本的には、受講生は入れ替わることはなく、全ての機関による研修を、同一の受講生が受</p>

	となるか。それとも1回当たり受講者は全て同じで、その方が2～3の研修実施機関のカリキュラムを受講する想定か。	講することを想定している。
5	仕様書4(3)について、研修に必要な機材等が発生した場合は、研修実施機関側で用意する(受託費には含まない)想定でよいか。	研修に必要な機材等の費用、会場の費用については、原則として受託費から支出すること。ただし、研修実施機関との調整において、実施機関が負担することで合意した場合は、この限りでない。
6	仕様書5(1)アについて、調査に協力頂く府内大学等機関や経済団体については府にて調整して先方のメルマガ等を通じてアンケートを配付することができる、という想定でよいか。それとも、受託者にて府内大学等機関や経済団体を特定し、協力を取り付ける必要があるか。	基本的に受託者において府内大学等機関や経済団体を特定し、協力を取り付ける必要がある。
7	仕様書7に関し、広報媒体や周知方法については府が運営するHPやSNS等の媒体は活用できる理解でよいか。また、広告出稿などを行うとするにしても、あくまで受託費の予算内で全て含んで実施する規模で出来ることを提案する認識でよいか。	京都府のホームページ等の活用を想定した提案は可能であるが、内容やデータ量の関係で掲載できない場合があるので、詳細については受託後に京都府と相談のこと。 広報の規模については、お見込みのとおり。

〔企画提案書(様式2)に関する質問〕

番号	質問	回答
1	「1,000人以上の規模かつ回収率50%以上のニーズ調査やアンケート調査等の過去3年間の実施件数」は、裏づけとなる報告書を添付して証明する必要があるのか。また、実施件数については自社企画や民間も含めて、という認識でよいか。	ニーズ調査やアンケート調査の実績に係る証明書は不要である。 実施件数には、提案者自身の社内従業員等を対象とした調査は含まないが、社外の者を対象に実施した調査であれば、提案者自身が企画し実施した調査、外部からの依頼等を受けて実施した調査のいずれも含むものとする。
2	様式2と併せて提出が可能な別添資料について、文字の大きさ(フォント)の指定は、あるか。	別添資料について、書式の指定はないが、事業者選定に当たっての外部有識者の採点は、提出された書面をもとに行われるので留意すること。